基安労発１１１９第１号
平成２４年１１月１９日
改正　基安労発０６１９第２号
平成２５年６月１９日
改正　基安労発０１２７第２号
平成２６年１月２７日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
（　契　印　省　略　）

受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について

受動喫煙防止対策助成金の支給を受けようとする事業主が提出する申請書の様式等必要書類については、平成 23 年９月 16 日付け厚生労働省発基安 0916 第１号厚生労働事務次官通知「受動喫煙防止対策助成金の支給について」及び同日付け基発 0916 第６号厚生労働省労働基準局長通達「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」により定められているところであるが、申請手続について寄せられた疑義等を踏まえ、今般、申請に当たって必要となる具体的な書類の作成要領を別添のとおり作成したので、了知の上、関係者への周知、活用方お願いする。

（別添）

受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領

※　この作成要領において、「交付要綱」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要綱（平成 25 年５月 16 日付け厚生労働省発基安 0516 第２号厚生労働事務次官通達の別添）」をいう。また、「交付要領」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要領（平成 25 年５月 16 日付け基発 0516 第５号厚生労働省労働基準局長通達の別添）」をいう。

第１　助成金の交付申請

「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」（交付要綱様式第１号）、「受動喫煙防止対策に係る事業計画」（交付要綱様式第１号別添）のほか、交付要領第５の１の（１）②に記載されている書類の添付が必要ですので、以下の１から 11 を参考に必要書類を作成してください。

申請の際には、添付書類も含めて２部提出してください。なお、１部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

１．「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」（交付要綱様式第１号）

別紙１の記載例を参考に作成してください。記載内容は、添付書類の内容と齟齬を生じることがないよう留意してください。

２．「受動喫煙防止対策に係る事業計画」（交付要綱様式第１号別添）

別紙２の記載例を参考に作成してください。

３．「第３に規定する不交付要件に該当しない旨の書類」（交付要領第５の１の（１）②ア）

別紙３の記載例を参考に作成してください。

４．「労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し」（交付要領第５の１の（１）②イ）

どちらか一方を添付してください。なお、労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主の方は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写しを添付してください。

新規に営業を開始する事業場で労働保険関係が未成立の場合は、交付要領第３不交付要件（１）に該当するため、交付申請を行うことができません。

５．「中小企業事業主であることを確認するための書類」（交付要領第５の１の（１）②ウ）

資本金又は労働者数が交付要領の第２の（１）に示す中小企業事業主の要件に

該当することを示す書類を提出してください。ただし、前記４．の「労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し」により中小企業事業主の要件に該当することが明らかな場合は、別の書類を提出する必要はありません（申請事業主と受動喫煙防止対策を実施する事業場が別々に労働保険に加入している場合は、申請事業主が加入する「労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し」も提出する必要があります）。

また、申請者が複数の業種を営んでいる場合、主たる事業の業種を判断した根拠資料（業種ごとの事業場数、労働者数、売上高等がわかる資料）を提出してください。

参考：交付要領の第２の（１）に示す中小企業事業主の要件

業種	①常時雇用する労働者の数	②資本金の規模
卸売業	100 人以下	１億円以下
小売業	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業	100 人以下	5,000 万円以下
上記に該当しない業種	300 人以下	３億円以下

６.「喫煙室の設置等をしようとする場所の工事前の写真（申請日から３か月以内に撮影したもの）」（交付要領第５の１の（１）②エ）

喫煙室を設置等しようとする場所全体を収めた写真に加え、換気扇等を設置する予定の箇所及び電気工事等を施工する予定の箇所について撮影した写真を提出してください。また、写真には可能な限り撮影日も記載してください。

デジタルカメラを使用して撮影した写真等について、複数の写真をＡ４用紙等に配置して印刷する場合は、工事予定場所の施工前の状況が明瞭に確認できるよう、解像度、印刷方法等を設定の上、印刷してください。

７.「設置等しようとする喫煙室の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料」（交付要領第５の１の（１）②オ）

（１）「設置等しようとする喫煙室の場所、仕様」について

助成金の交付対象となる事業場内の設計図（平面図）を添付し、設計図には、換気扇等の設備を配置する箇所、電気工事、配管工事等を施工する箇所及び喫煙室の喫煙区画内部への空気の流入が想定される箇所について記載してください。また、必要に応じ拡大した図面等を添付し、設置等する喫煙室の仕様を明確にしてください。さらに、前記６．により提出する写真について、写真の撮影場所を起点として撮影した方向に向かう矢印を記してください。また、喫煙室の出入口の立面図を添付してください。

（２）「換気扇等の設備」について

受動喫煙防止対策に資する設備として設置する予定の換気扇等について、仕様書、取扱説明書等から受動喫煙防止対策に関係する性能（１時間当たりの処理風量、集じん効率等）を示す部分の写しを添付してください。

（３）「利用可能な人数」について

座席等を設ける場合は、（１）で示した設計図においても明記してください。なお、「受動喫煙防止対策に係る事業計画」（交付要綱様式第１号別添）で記載した内容と齟齬を生じないよう留意してください。

（４）「その他助成事業の詳細を確認できる資料」について

（１）から（３）までのほかに、喫煙室に整備する機械装置、設備、備品の仕様が分かる資料を添付してください。また、喫煙室の設置において、壁紙、床材等の建材を使用する場合は、その仕様が分かる資料も添付してください。

８．「（２）の要件を満たして設計されていることが確認できる資料」（交付要領第５の１の（１）②カ）

別紙４の記載例を参考に、交付要領第５の１の（２）で定める「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2(m/s)以上となるよう設計されていること。」の要件について、換気装置の性能、喫煙室出入口の面積、空気清浄装置の集じん効率、処理風量等から判断して要件を満たすことを確認できる資料を作成し、添付してください。

なお、本助成金の交付要件を満たすための方法は、厚生労働省の委託事業である「受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」の電話相談窓口（電話番号：050-3537-0777、相談無料）で相談することができます。

９．「事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類」（交付要領第５の１の（１）②キ）

別紙５の記載例を参考に記載してください。

10.「喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し」（交付要領第５の１の（１）②ク）について

見積書は、作成日、施工業者、助成金申請事業主（工事の依頼者）が明記されており、使用する建材の規格や数量、設置する機器の型式や台数等が確認できるものを提出してください。なお、前記７．（１）で提出する設計図の内容と照合することができるよう留意してください。

11.「その他都道府県労働局長が必要と認める書類」（交付要領第５の１の（１）②ケ）について

別紙５－２の記載例を参考に、助成金振込先申請書を提出してください。その

ほか、受動喫煙防止対策に関する事業計画を個別に審査する上で必要なものとして都道府県労働局長から指示があった場合に添付してください。

例えば、建物の一部区画を賃借して営業している事業場について交付決定を受けようとする場合、工事の施工について貸主等施設管理者の承諾を受けている旨の書類を添付する必要があります。

第２　交付申請の取下げ

別紙６の記載例を参考に申出書を作成し、２部提出してください。なお、１部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

第３　変更の承認申請

①別紙７の記載例を参考に作成した交付要綱様式第４号「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書」

②「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」（以下「交付決定通知書」という。）の写し

③既に交付決定を受けた事業の内容の変更について都道府県労働局長の承認を受けているものがある場合にあっては、「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書」（以下、「変更承認通知書」という。）の写し

を２部ずつ提出してください。なお、１部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

第４　中止（廃止）承認申請書

別紙８及び９の記載例を参考に交付要綱様式７号「受動喫煙防止対策助成金事業中止（廃止）承認申請書」を作成し、交付決定通知書の写しと併せて２部ずつ提出してください。なお、１部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

第５　事業実績報告

交付要綱様式第９号「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」及びその別添「受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書」のほか、交付要領第５の２の（１）②に定める書類について、以下の１から８に留意の上、必要書類を作成してください。

申請の際には、添付書類も含めて２部提出してください。なお、１部は申請事業主の控えとして受付印を押印の上返却します。

１．「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」（交付要綱様式第９号）

別紙 10 の記載例を参考に作成してください。記載内容は、添付資料と齟齬を生じることがないよう留意してください。

２．「受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書」（交付要綱様式第９号別添）

別紙 11 の記載例を参考に作成してください。（２）助成金振込先について、交付申請時に提出した情報から変更がない場合は、「口座番号」欄に「交付申請時と変更なし」と記載してください。

３．「交付決定通知書の写し」（交付要領第５の２の（１）②ア）及び「交付決定内容の変更を受けた場合は、変更承認通知書の写し」（交付要領第５の２の（１）②イ）

都道府県労働局長が通知した交付決定通知書の写しと、交付決定内容の変更の承認を受けた場合はその全ての変更承認通知書の写しを添付してください。

４．「受動喫煙防止対策に係る事業の請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し」（交付要領第５の２の（１）②ウ）

（１）「請求書又は領収書」について

当該請求書又は領収書の作成日、施工業者及び助成金申請事業主（工事の依頼者）が記載されていることが必要となります。なお、請求書により事業実績報告を行う場合は、助成金交付後１か月以内に、別途施工業者からの領収書の写しを都道府県労働局長に提出する必要があります。

（２）「内訳」について

助成金の対象となる機器、建材、備品等について規格、数量及び価格が品目ごとに確認できるものであることが必要です。なお、請求書又は領収書にこれらの内訳が詳細に記載されている場合は、内訳として別に添付する必要はありません。

５．「設置等をした喫煙室の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙を防止するための設備、備品等の詳細を確認できる写真」（交付要領第５の２の（１）②エ）

以下の（１）及び（２）により、任意の様式にて工事を終了した直後に撮影した写真を添付してください。また、写真には可能な限り撮影日も記載してください。

デジタルカメラを使用して撮影した写真等について、複数の写真をＡ４用紙等に配置して印刷する場合は、工事の施工内容が明瞭に確認できるよう、解像度、印刷方法等を設定の上、印刷してください。

（１）「設置等をした喫煙室の場所、仕様」の写真について

喫煙室を設置等した場所について、喫煙可能な区画の外から撮影した概観の写真のほか、喫煙可能な区画内部の全体像が把握できる写真を添付してください。

（２）「換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙を防止するための設備、備品等の詳細」の写真について

換気扇等の受動喫煙防止対策に関係する設備、備品等が実際に設置されたことのほか、関係する工事が全て施工されたことを確認できる写真を添付してください。

６.「交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類」（交付要領第５の２の（１）②オ）

別紙 12 の記載例を参考に作成してください。

７.「実施した受動喫煙を防止するための措置が、第５の１の（２）の要件を満たしていることを確認できる書類」（交付要領第５の２の（１）②カ）

別紙 13 の測定記録表の例を参考に喫煙室出入口において喫煙室内に向かう風速（平均値）を測定し、その結果について記録した書類を添付してください。

なお、厚生労働省の委託事業で、浮遊粉じん濃度及び風速を測定するための機器としてデジタル粉じん計及び風速計の貸出しを無料で行っていますので、必要に応じて活用してください。

８.「その他都道府県労働局長が必要と認める書類」（交付要領第５の２の（１）②キ）

助成金の額の決定に関する個別の審査を実施する上で必要なものとして都道府県労働局から指示があった場合に添付してください。

第６　事業で設置した喫煙室の現状報告

交付要綱第 16 条に基づき、本助成金の適切な運用を確保するために、都道府県労働局長から事業で設置した喫煙室の現状報告を求められた場合、別紙 14 の記載例を参考に報告書を作成し、提出してください。

その際、前記第５　５．に掲げた「設置等をした喫煙室の場所、仕様」などに準じて撮影した写真を適宜添付してください。